ロ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ　電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三　会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合　その旨

四　前各号に掲げる場合以外の場合　会社計算規則第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

別表第一第1号様式の表中

のれん	新株申込証拠金
リース資産	資本剰余金
その他の無形固定資産	資本準備金
前払年金費用	その他資本剰余金
繰延税金資産	利益剰余金
支払承諾見返	利益準備金
貸倒引当金　△	その他利益剰余金

を

のれん	新株式申込証拠金
リース資産	危機対応準備金
その他の無形固定資産	特定投資準備金
前払年金費用	特定投資剰余金
繰延税金資産	資本剰余金
支払承諾見返	資本準備金
貸倒引当金　△	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金

に改め、同表記載上の注意1(1)中「(平成18年法務省令第13号)」を削り、同表記載上の注意1(2)①中「(銭単位)」を「(純資産の部合計から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第２項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第３項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)」に改め、同表記載上の注意1(2)②の次に同表記載上の注意1(2)③として次を加える。

③　上記のほか、普通株主に関する株式会社日本政策投資銀行の財政状態を正確に判断するために必要な事項

同表記載上の注意1(3)中「(平成17年法律第86号)」を削り、同表記載上の注意1(4)中「(昭和23年法律第25号)」を削り、同表記載上の注意6を同表記載上の注意7とし、同表記載上の注意5を同表記載上の注意6とし、同表記載上の注意4を同表記載上の注意5とし、同表記載上の注意3を同表記載上の注意4とし、同表記載上の注意2を同表記載上の注意3とし、同表記載上の注意1の次に同表記載上の注意2として次を加える。

2　危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金は、それぞれ法附則第２条の22第１項(改正法附則第２条第１項及び第４条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに法附則第２条の23第１項及び第７項の規定に基づき計上し、それらの規定の条項を注記すること。

別表第一第2号様式の表記載上の注意8(1)中「(銭単位)」を「(この様式に掲げる当期純利益又は当期純損失から当該事業年度の末日において法附則第２条の23第７項の規定により特定投資剰余金に計上される額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第３項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を当期純利益金額又は当期純損失金額として算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)」に改め、同表記載上の注意8(2)の次に同表記載上の注意8(3)として次を加える。

(3)　上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項

別表第一第3号様式の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本													評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
					資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計							
									××積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																		
新株の発行	××				××		××						××					××
政府の出資		××	××										××					××
資本準備金から特定投資準備金への振替			××		△××		△××						—					—
国庫納付		△××	△××	△××									△××					△××
特定投資準備金から資本準備金への振替			△××		××		××						—					—
特定投資剰余金からその他利益剰余金への振替				△××						××	××		—					—
剰余金の配当								××		△××	△××		△××					△××
当期純利益										××	××		××					××